

組合経由の投資に関する申請書類の作成方法

(1) 確認申請書の作成方法

組合員が多数存在する組合の場合は、東京都のエンジェル税制の様式集（令和2年4月1日以降出資用）様式第7（組合を経由した投資）の記載は次のようになります。

4か所「別紙をご参照ください。」とご記載ください。

なお、優遇措置A&Bを想定しておりますが、優遇措置Bのみの場合には様式第6をご使用ください。

また、計算方法を確認するために、仮の数値を記載しております。

様式第7	
中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認申請書	
令和 年 月 日	
東京都知事 殿	
	会社所在地 東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号
	会社名 株式会社〇〇〇〇
	役職・代表者の氏名 代表取締役 〇〇 〇〇
中小企業等経営強化法第7条の規定に係る確認及び中小企業等経営強化法施行規則第13条第1項の規定に係る確認を受けたいので、下記のとおり申請します。	
記	
1. 個人の氏名及び住所	別紙をご参照ください。
民法組合等の名称及び所在地	〇〇投資事業有限責任組合 東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号
当該民法組合等の業務の執行を委任される組合員の名称及び所在地	組合員 〇〇 〇〇 東京都〇〇区〇〇△丁目△番△号
出資価額割合	別紙をご参照ください。
2. 取得株式数	別紙をご参照ください。
民法組合の取得株式数	1,971 株

3. 払込金額	一株 27,000 円
4. 払込金額の総額	別紙をご参照ください。
民法組合の払込金額の総額	53,217,000 円
5. 払込期日	令和2年11月11日

(2) 確認申請書の別紙の作成方法

組合員が多数存在する場合には、**各組合員の出資価額割合などを算定するための一覧表を別紙として作成します。**

次に、見本を記載いたします。

①～④が確認申請書本文において「別紙をご参照ください。」と記載した事項に該当しません。

組合員の氏名 ①	住所①	出資口数	申請企業に投資する直前の各組合員の組合への出資価額残高 (円)	各組合員の組合への出資価額割合 (%) ②	各組合員の取得株式数 (株) ③	各組合員の株式取得価額 (確認申請書では「払込金額の総額」) (円) ④
組合員A	(省略)	(省略)	5,022,000	9.14%	180.24	4,866,451
組合員B			9,018,000	16.42%	323.65	8,738,681
組合員C			3,510,000	6.39%	125.97	3,401,283
組合員D			5,022,000	9.14%	180.24	4,866,451
組合員E			10,017,000	18.24%	359.51	9,706,739
組合員F			5,022,000	9.14%	180.24	4,866,451
組合員G			3,510,000	6.39%	125.97	3,401,283
組合員H			2,700,000	4.92%	96.90	2,616,372
組合員I			2,025,000	3.69%	72.68	1,962,279
組合員J			1,026,000	1.87%	36.82	994,221
組合員K			5,022,000	9.14%	180.24	4,866,451
合計			54,918,000	100%	1,971	53,217,000

上記の「申請企業に投資する直前の各組合員の組合への出資価額残高」は、組合の通帳を見ないと計算できません。組合が申請企業に投資する前に別のベンチャー企業に投資をしていると、少し計算がややこしくなります。

また、途中加入の組合員がいる場合は、途中加入の組合員が現れる前と現れた後では出資価額割合が異なってきます。この件につきましては、「途中加入の組合員がいる場合の出資価額割合」をご参照ください。(注)

(注) 途中加入の組合員の出資額と当初加入の組合員の出資額を合計する場合

ただし、組合契約書(ないし追加覚書)において「途中加入組合員は、追加クロージング日までの払込みにより、当初クロージング日に当該出資をなした場合と同様に本契約に基づく権利及び義務を効力発生日に遡って取得する。この規定は、途中加入の組合員に対しても当初組合員と同様に当初クロージング日までに組合に対して出資したものと扱い、この結果、ベンチャー企業に投資した後に組合に出資した途中加入の組合員に対してもエンジェル税制の優遇措置を認めることも含む。」という「具体的な明文規定」(後半の赤文字部分)の記載がある場合には、途中加入の組合員についても当初加入の組合員と同様に扱い、出資価額割合を算定する際には分母の「申請企業に投資する直前の各組合員の組合への出資価額残高の合計」に途中加入の組合員の出資額も含めることとなります。

組合契約書に記載する方法には、次の2つがあります。

第1に、上記文例の前半の抽象的な遡及適用(黒文字部分)と、後半の具体的な遡及適用(赤文字部分)の両方を組合契約書に記載する方法です。この方法は、これから組合契約書を作成する場合に妥当します。

第2に、前半の抽象的な遡及適用(黒文字部分)を組合契約書(原契約)に記載し、後半の具体的な遡及適用(赤文字部分)を追加覚書に記載する方法です。この方法は、前半部分だけで一旦組合契約書を作成し、後になって後半部分を追加する場合に妥当します。

なお、第1の方法と第2の方法のいずれにおいても、当初組合員全員の合意を受けることにはご注意ください。

まず、確認申請書などに記載する3つの数値ですが、割り切れない場合が多いので、次のようにしてください。

- ・各組合員の出資価額割合(%割合)：小数点以下第3位を四捨五入
- ・各組合員の取得株式数：小数点以下第3位を四捨五入
- ・各組合員の払込金額(株式取得価額)：小数点以下第1位を切り捨て(四捨五入がなじまないから)

次に、具体的な計算方法を組合員の「組合員B」を例に説明いたします。

他の組合員は「組合員B」と同様に考えてください。

- ・「組合員B」の出資価額割合

$$9,018,000 \text{ 円} \div 54,918,000 \text{ 円} \times 100 = 16.42\%$$

・「組合員B」の取得株式数

$1,971 \text{ 株} \times 9,018,000 \text{ 円} \div 54,918,000 \text{ 円} = 323.65 \text{ 株}$

(注) $1,971 \text{ 株} \times 16.42\%$ より、上記の**分数による計算方法の方がより正確な数値が算定できます。**

・「組合員B」の払込金額の総額（株式取得価額）

$53,217,000 \text{ 円} \times 9,018,000 \text{ 円} \div 54,918,000 \text{ 円} = 8,738,681 \text{ 円}$

(注) $53,217,000 \text{ 円} \times 16.42\%$ より、上記の**分数による計算方法の方がより正確な数値が算定できます。**

(3) 投資契約書の追加覚書

①作成枚数

投資契約書の追加覚書は、各組合員がその写しを税務署に提出するものですから、確認申請した人数分をご作成ください（上記の見本では11枚）

②組合員の氏名

実は、様式集の参考11-2を見ると、どこにも組合員の氏名を書く箇所がありません。そうすると、企業の方がどの組合員に対する追加覚書かわからなくなるので、(第1法)「投資契約書に関する追加覚書」という表題の右側に()書きで組合員の氏名を記載しておくか、もしくは(第2法)当該追加覚書の最後に組合員の氏名を記載してください。最新の様式集では後者の(第2法)を採用しております。

③追加覚書第3条の3行目の記載の仕方

・「株式の数は〇株」という部分は、「組合員B」を例に挙げると、323.65株が記載されません。

・「取得価額の総額は〇〇〇万円」という部分は、「組合員B」を例に挙げると、8,738,681円が記載されます。

④申請企業と組合の押印

この投資契約書の追加覚書の日付は、令和2年12月28日の中小企業等経営強化法施行規則の改正により、当事者の合意があれば、組合と申請企業のいずれの押印がなくても構わないことになりました。

(4) 民法組合等であることの誓約書（様式集の様式第9）

この誓約書の2に記載する事項は、確認申請をした各組合員の氏名と住所です。

上記の見本では11人分の作成が必要となります。

当該書類は、**原本を正副2通作成し、正は投資をしたベンチャー企業に提出し、副は確認**

申請先の東京都に提出してください。

ただし、組合員が多数存在する場合には、(第1法) **別紙方式**を採用することもできます。別紙方式を採用する場合には、確認申請をした各組合員の氏名・住所と出資価額割合の一覧表をご作成ください。もしくは、(第2法) 当該**誓約書を2ページとする方式**を採用し、2ページ目に全組合員の氏名・住所と出資価額割合を羅列しても構いません。

この書類は、組合が作成するものです(他の方が代行することは認められます)。

なお、この**誓約書については、組合と申請企業のいずれの押印欄が廃止され、押印がなくは必須ではなくなりました。**

(5) 組合契約書に関する追加覚書(様式集の参考11-4)

令和2年12月28日の中小企業等経営強化法施行規則の改正により、この様式についても、押印欄はなくなり、押印は必須ではなくなりました。

押印がない場合は、次のいずれかの方法を選択してください。

(第1法) 別紙方式

別紙方式を採用する場合には、確認申請をした各組合員の氏名・住所と出資価額割合の一覧表をご作成ください。

(第2法) 誓約書の2ページ目に記載する方法

当該追加覚書を2ページにして、2ページ目に全組合員の氏名・住所と出資価額割合を羅列してください。

(6) 決算書等の作成と提出

エンジェル税制の優遇措置を受けるために各組合員たる株主が税務署に提出する書類として、組合は次の1～3の書類を作成し(他の方が代行することは認められます)、各組合員にお渡しください。

なお、この書類は東京都に提出する必要はありません。

1. 民法組合の貸借対照表と損益計算書

2. 各組合員の出資価額割合に応じた貸借対照表と損益計算書

「組合員B」を例に挙げると、1の組合全体の貸借対照表と損益計算書の数値に16.42%を乗じた数値により作成した貸借対照表と損益計算書のことです。

税務署は1と2の割合をもって各組合員の出資価額割を知ることになります。

3. 投資の明細(各銘柄の取得価額、組合としての取得株式数等)

「組合員B」を例に挙げると、「各銘柄の取得価額」は組合がベンチャー企業に投資した金額の53,217,000円、「組合としての取得株式数」は1,971株です。

「等」としては、「組合員B」の取得株式数323.65株や「組合員B」の払込金額の総額（取得価額）の8,738,681円があげられますが、これらの数値は上記の各銘柄の取得価額と組合としての取得株式数に対して、1と2から判明した各組合員の出資価額割合を乗ずれば税務署においても計算できますので、必ず書かなければならないものではありません。

（注）事業年度未経過であるため、外部に公表する決算書がない場合

上記の1と2の決算書は、税務署が1と2の割合をもって各組合員の出資価額割合を知るために必要となるものです。したがって、事業年度未経過であるため、外部に公表する決算書がない場合には、確認申請を行った前月末を仮の決算日とした貸借対照表と損益計算書を作成し、1と2の書類をご作成ください。

なお、税務署は仮の決算書の決算処理の正確性に関心があるのではなく、1と2の割合をもって「各組合員の出資価額割合」を知ることに関心があるので、仮の決算日までに発生した収益・費用の集計および決算処理などは正確に行うことに拘らないで、ある程度適当でかまいません。正確に行うことが必要なものは、1の組合全体の貸借対照表と損益計算書に「正確な出資価額割合」を乗じて2の組合員ごとの貸借対照表と損益計算書を作成することです。